平成27年度　病院事業会計決算の認定

私は、当該年度において市民不在の下、極めて非民主的な過程で決定された病院給食民間委託化を理由に、当決算に対し反対の討論を行います。

来年度から実施予定の病院給食の民間委託の決定は、今決算年度、平成27年8月10日、事業管理者、6名の副委員長、4名の診療部長、事務部長など委員16名中14名の出席で行われた運営会議において決定がなされました。

私どもが情報開示請求に基づき入手した当会議の議事録には、およそ検討を深め決定をしたという形跡は皆無です。この会議では既に委託が決定されてしまっています。具体的に言えば、給食を管掌する臨床栄養課の係長が「経営戦略会議で実施を検討していた給食業務の委託について、委託期間を平成29年4月から平成32年3月までの3年間の長期契約としたい」と最初に発言があり、それを受けて事業管理者が「よろしくお願いしたい。管理栄養士は病棟で診療部からの支持を待つことなく積極的に栄養指導を行えるように取り組んでもらいたい」と、了承しております。これだけの記載です。検討も何もなくいきなり決定です。当議会においていくら事務部長がこれも検討資料であり報告書であると強弁してもこの会議録からはどう検討されたかを読み取ることは不可能です。

では、運営会議に至るまでの検討過程はどうだったのか？現場の臨床栄養課は、平成25年9月にＨ24年6月作成の検討結果報告書（これは開示請求を行っても見当たらないとされているものですが）を作成しております。

島田、焼津各市民病院からの情報収集、落札予定業者からのヒアリング、臨床栄養価の損益評価を基礎資料とし、入札が予定されるＳ社から、業務内容及び分担を記した仕様書の提示、契約単価、リスク管理、必要人員及び雇用形態などをヒアリングをして15ページに及ぶ詳細な検討資料がそれです。この検討資料は委託ＮＯの決定を行っております。委託すべきではないことはもちろん、事務部長が本会議で答弁した継続協議でもなく、直営を継続する事の決定がなされているのです。

さらにそれを受けて、翌平成26年7月の同課の報告では、委託によって経費負担が増大する事、契約料次第では給食サービスが低下する事、食材の地産地消が薄れる事、いったん委託をすれば直営に戻せない事、管理栄養士の職員数減少による栄養管理業務への影響が課題とし、委託にかじを切る事は適切ではないと明確に結論付けております。

いったい、これほどまで明確に委託ＮＯの決定をしていたのに、180度転換決定が出るＨ27年8月の運営会議までの1年間、なにがどう検討され、どうして変更に至ったのか。Ｈ２７報告書は、臨床栄養課だけでなく、病院企画室名で出されている事を根拠にＨ２５・２６の決定は病院全体の決定ではなかったとしているが、そうであるならばこれだけ詳細な委託ＮＯの各調査項目に対し、委託すべきであるという理由を具体的に示した資料があるのは当然だが、なぜそれを示さないのか。

私どもが条項開示請求に基づき、この1年間のみならず　　年間の経営戦略会議の議事録約500ページをつぶさにみても給食の「き」の字も出てこないのはなぜか。藤枝市条例、病院規則によると、意思の決定は文書によって記さなければならないとある（※要確認）自ら定めた行政の条例にも違反するものではないのですか。

口頭で、病院食の質は落ちることはない、人手不足だから、などと、委託決定に至った理由を言われても、検討資料を示さずに市議会に諮る事は議会軽視であり、今後に遺恨を残すものであります。

議会の決算の意義は、ただ、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査することだけではありません。各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に変わって行政効果を評価すること。その結果は、翌年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきこと、これが議会が行う決算認定の意義と考え方であるはずです。その旨は議員必携に記載されております。

その各種資料も、委託後の収支見込みをようやく出してきたのが、決算特別委員会最終日の前日です。委託内容を詳細に記した仕様書は本会議に至るまで開示を拒否し、委託によって収入が増える根拠とされた管理栄養士の病棟配置による早期退院増による入院収益増も、一般質問では増収を見込めるとしておきながら、議案質疑では増収の科学的根拠はないとし、特別委員会でまたこれを持ち出して増収を主張するなど二転三転を繰り返す、今議会で市立病院はこちらが調査した資料に対し「古い」だ「信憑性がない」だといいながら、それに対する資料を示さず「質は担保される」だの「不利益はない」などと主張する姿勢は一貫しています。こんな調子でどうして各種資料に基づいた行政効果、経済効果を我々議会が審査できるのでしょうか。本決算の認定は、病院当局が我々議会に対する姿勢を改めさせる意味でも認定すべきではなく、少なくとも資料に基づいた議論を再度行わせるように求めるべきでありませんか。

委託決定に至った各種資料の不在は、今議会の混迷の最大の原因です。ただ、冒頭の運営会議における臨床栄養課の係長の発言録では、委託は経営戦略会議で検討してきたとはっきりと書いてある、500ページに及ぶ議事録には記されていないけれど、一方でそこで検討されたのは間違いないのではないか。でも、そこには、開示できない何かしらの理由があって、その部分を隠しているのではないか。私としては、そうは思いたくないが、憶測を呼ぶのも致し方ない事をしているのが、今議案に対する病院の姿勢です。このように、我々議会に対しても不明瞭であり、かつ、市民誰一人として知らさずに進められている来年度からの給食民間委託は、当該年度において決められた委託の決定過程がしっかりと示されない限り、とうてい認められるものではありません。